

## 公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

令和2年10月15日

南三陸町長 佐藤 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和2年度仮庁舎解体工事設計委託業務
- (2) 事業場所 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年1月29日まで
- (4) 業務内容 南三陸町役場第二・第三庁舎解体工事に係る調査・設計・積算業務
- (5) 支払条件 前金払、完成払の2回とする。

#### 2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (3) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと及びいずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (5) 過去10年間に於いて建築建物（500㎡以上）の解体設計、積算実績を有すること。
- (6) 配置予定の管理技術者及び照査技術者は一級建築士を有する者とする事。
- (7) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条に規定する者に該当しないものであること。

#### 3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

令和2年10月15日(木)から同月26日(月)までの期間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 交付場所

南三陸町管財課(財産管理係)

(2) 設計図書の閲覧

ア 期間

令和2年10月15日(木)から同月28日(水)までの期間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所

南三陸町管財課(財産管理係)

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和2年10月26日(月)までに南三陸町管財課(財産管理係)へ提出すること。

エ 回答

令和2年10月27日(火)午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

持ち出し可能。(貸出時間4時間以内)

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和2年10月29日(木)午前10時00分

イ 場所

南三陸町役場本庁舎2階会議室

4 入札参加者資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部(オについては、1通)を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 一級建築士事務所登録の写し

- ウ 建築建物（500㎡以上）解体工事の設計の実績調書及び実績を確認できる証書類（契約書等）
  - エ 配置予定の技術者に関する調書
  - オ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）
- (2) 受付期間及び場所
- ア 期間  
令和2年10月15日（木）から同月26日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）
  - イ 場所  
南三陸町管財課（財産管理係）
- (3) 入札参加有資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、参加資格の有無について通知する。
- (4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

## 5 入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の110分の100に相当する金額とすること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

## 6 入札保証金

入札者は、南三陸町財務規則第92条の規定により、入札金額の100分の5以上の金額又は同条第2項に定める担保を納付すること。ただし、同規則第93条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

## 7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のし

た入札及び南三陸町財務規則第95条に該当した入札は、無効とする。

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第106条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものとする。

## 10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

・南三陸町管財課（財産管理係） 担当者 阿部 靖

電 話 0226-46-1381（直通）

FAX 0226-46-5348